

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

事案番号	12205
実施事案名	松山市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>平成30年の西日本豪雨や令和2年の熊本豪雨では、犠牲者に高齢者や障がいのある方の割合が大きく、災害時に自力での避難が困難な方への支援が必要不可欠となっています。災害対策基本法では、災害の発生に備え、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」といいます。）の名簿を条例に特別の定めがある場合には、本人の同意が得られないときでも円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難支援の実施に携わる関係団体に提供することができる旨が規定されています。</p> <p>本市では、避難支援の体制構築のため、平成18年から「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から民生児童委員や自主防災組織などに提供しています。現在は松山市個人情報保護条例第9条第7号に基づき提供していますが、個人情報の保護に関する法律の改正（令和5年4月1日施行）により同条例は廃止される予定です。</p> <p>そこで、今後も引き続き避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、条例での特別の定めとして、「松山市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定するものです。</p>
策定根拠となる法令等	災害対策基本法（昭和36年11月15日施行） 松山市地域防災計画（昭和40年3月30日制定）
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和5年2月17日（金）
------------	--------------